



筑紫女学園大学リポジット

7. Buddhism and Human Rights : Center of "Jhodo-sin buddhism and Buraku discrimination"(2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 栗山, 俊之, Kuriyama, Toshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/681

(16) 教団をあげての取り組みにもかかわらず繰り返された差別事件はどのようなものであったか。以下、それぞれその概要を略述する。東海教区の一住職が、門徒の法事の席上、門徒の一人を名指して「あいつはエッタ以下の人間のクズや」といい、さらに「ここへは二度と来ん、そこらへんの乞食坊主にやってもらえ」と発言、その後も「私には旃陀羅という自覚があり、エッタに親しみを持っている。自分自身は精神的にエタ・非人であると思っている」等と差別発言を繰り返した。

(17) 本願寺派関係学園の理事長協議会が行われた後、夕食懇親会の席上、当時現職の宗会議員かつ北陸学園の理事長であった者が、当時総務であった宗会議員に対し、総務就任祝を返却されたことにかかわって、「あの金はエッタの金とは違う」と再三にわたって発言した。しかし当該人は未だ「賤称語による発言はしていない」と主張し、教団は、三原則（差別発言はあった）「除名処分は正しかった」「本人の意識改革を行う」を堅持し、対応委員会を設けて対処している。

(18) 一九九四年七月八日、本願寺派主催の第一ブロック（北海道教区）布教使研修会の閉会直後、研修会場である札幌別院の壁面に「エッタは殺せ エタの〇〇」と、次いで同月一七日に「ヤツハ アカイエッタヤ エッタハ エッタダケ デ ムレテイレ」と記された差別落書きが発見された。さらに翌九五年三月三十一日に、同じく札幌別院において「ザマ アミヤガレエッタノ〇〇〇〇 シネ」「エッタハ アイヌイカノ カスヤ」という三度目の差別落書きが見つかった。事件の背景には基幹運動における対立が指摘されているが、また事件直後、『中外日報』（一九九四年九月一日付）に、落書き事件を「騒ぎを起こすための落書きの可能性」があるとした投稿が掲載され、問題となった。

(19) 本願寺宗務総合庁舎内で「エタの〇〇死ぬれ」との差別落書きが発見された。札幌別院での差別落書き事件との関連が指摘されている。

(20) 『浄土真宗本願寺派連続差別事件糾弾総括書』浄土真宗本願寺派。

(21) 『一九九八（平成一〇）年度 基幹運動計画書』浄土真宗本願寺派。

(22) 『宗報』一九九八年七月号。

(23) 『御同朋の社会をめざして 差別法名・過去帳調査まとめと課題』浄土真宗本願寺派（一九九九年四月）。

(24) 『浄土真宗本願寺派連続差別事件糾弾総括書』浄土真宗本願寺派。

(25) 『信心の社会性——いのちの共感を妨げているものは——』（浄土真宗本願寺派）冒頭の「発刊にあたって」における本願寺派総長豊原大成氏の言葉。

きれず、主人に打明けました処、私の調査した事を叱りましたが、「知った以上は……」と主人は、その医師に搔爬を迫りました。／それは犯罪行為だからと拒否する医師に、以前の「袖の下」を種に墮胎を強要し続けました。結果、その方は自殺し、止むなく生んだのが現在の子供です。女中の手で育ち、現在は主人の会社の総務部長をしております……が」。

- (6) すでに一九五〇（昭和二五）年、敗戦後の新たな同朋運動の出発点として、教団内外の有志によって「浄土真宗本願寺派同朋会」が発足していたが、この「同朋運動本部」は「同朋会」の活動を全教団的に引き継ぐものであった。また、「同朋運動本部」の設置によって教団は、「研修本部」、「門信徒会運動本部」とともに三本部制となった。その後七六年には「門信徒会運動本部」、「同朋運動本部」の二本部制となり、八五年に二つの運動は、「基幹運動」として一本化された。

- (7) 『差別事件 糾明のための方途』（一九九七年十二月）浄土真宗本願寺派基幹運動本部。

- (8) 『宗報』一九八六年二月号。

- (9) 『業を担って』備後教区基幹運動推進委員会（一九九二年七月）。

- (10) 『本願二背キテ』福岡教区基幹運動推進僧侶研修会テキスト。

- (11) この間にも、差別法名調査が開始された八三年にK村住職差別事件が、八七年にはS布教使ハンセン病差別法話問題が惹起し、あるいは八四年に熊本県矢部町で「釈尼妙誓信奴」という差別墓石、九〇年には四州教区において「釈妙屠」等の差別法名の存在が指摘・報告された。また一方では、部落問題の解決が、教団を挙げて推進すべき課題であるという姿勢を示すべく八五年に大谷光真門主が「部落解放基本法」制定要求国民運動中央実行委員会会長に就任している。

- (12) 基幹運動計画書にも、「備後・安芸教区における「過去帳差別記載」の取り組みは、私と教団のかかえる問題点を明確に指摘しています。／一九九二年度から全教区で「過去帳差別記載」を通して提起された「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」という三つの課題を取り上げた基幹運動推進僧侶研修会が開催されています」（『宗報』一九九五年四月号）と明記している。

- (13) 『御同朋の社会をめざして——私と教団の差別の現実を改め、真の同朋教団を確立しよう——』（一九九二年四月浄土真宗本願寺派基幹運動本部編）。

- (14) 『差別事件 糾明のための方途』（一九九七年十二月）浄土真宗本願寺派基幹運動本部。

- (15) 『宗報』一九九一年四月号。

(2) 氏は曹洞宗宗務総長でもあり、日本代表として参加していた。『中外日報』一九七九年一〇月一日付に掲載されたこの発言は会議の宣言文に部落問題を織り込むことを拒否するものであり、この発言によって部落問題は宣言文から削除された。この事件を契機として、一九八一年に「同和問題」にとりくむ宗教教団連帯会議」が、本願寺派教団の呼びかけによって結成され、教団は初代議長教団に就任した。

(3) 一九八六年二月号。

(4) 「調査結果は公表しない」というこのいわゆる「免責条項」は、安芸・備後両教区過去帳差別記載糾弾学習会、安芸・備後両教区、部落解放同盟広島県連合会による同朋三者懇、本山と部落解放同盟とのやりとりのなかで常に問題にされ、「条項」を設けなければ調査を行えないと判断した教団の体質や、差別を当該寺院だけの問題に矮小化するものとして、厳しく指弾された。

(5) 教団発行の『大乘』臨時増刊号（一九七〇年六月）に、差別文書が掲載された事件。岐阜県のT布教使が「現在しておるもの」と題し、老夫婦の談話を紹介。老婦人の差別を指摘もせず、「王舎城の悲劇」と重ね合わせて説こうとした。本論に記すように、教団による差別事件は後を絶たないが、そうした事件の、また差別布教の一例として、長くなるが原文を引用したい。「私はもと東京麻布の生まれで華族の出身でございます。女子学習院を卒えると同時に関西の財閥に嫁いで参りました。それから一五年間、何一つ不足のない生活でございましたが、子供が出来ないのが悩みでございました。今の若い方と違い、戦前の「女大学」を倫理道德の規範として育って参りました私共にとつては、子供のいない事はつらいものでした。その間いろいろな事がありました。人にすすめられて、或る大学病院へ夫婦で検査を受けに参りました。その結果、主人は子供を生ませることの出来ない身体であることがわかりました。「これだけ医学が発達していながら何ともならぬのか」という主人の言葉に反発を感じられたのでしよう。「出来ないことはない」と申され「人工授精」による方法を教えてくれました。しかし、他人の子供を受胎するなどと、釈然とせず帰りました。或る日、主人はふと「伝統あるお前の血統なりとも、のこそうと思わぬか」ともらしました。思案の挙句、思い切って「人工授精」を受けることに致しました。医学的にはできると高言した医師は何故か、それを拒否し続けましたので、当時、医師が開業できるほどの多額の「袖の下」をつかい、ようやく「実験」という名目で「人工授精」を受けました。／受胎してみると、女の気持ちはまことに複雑なもので、「赤ちゃん」の父親は誰だろうと知りたくなりました。勿論、表立って調べることはできませんので、「興信所を通して調査して貰いました。」半年後によくやく調査書類が届きました。おそろおそろ開いてみて、飛び上がる程びっくりしました。「人からいやがられる血筋の人なのです。」自分の胸の中で処理し

がら、「真俗二諦」、「業・宿業」、「信心の社会性」という三つの課題を与えられ、自らの「誤った教学」について省みるに至った。すなわち、自らの差別的ありようをその宗教的立場に基因するものとして捉えたのである。

しかしながら、「真俗二諦」を問うには、どこまでをその射程としなければならないのであろうか。確かに教団は、世俗の秩序を真実として無条件に受け容れよと説く「俗諦」にしたがって、世間通途に差別したといえるかもしれない。けれども、だから「真俗二諦」が、ことに「俗諦」が誤っていたとしさえすればよいのだろうか。「俗諦」を許容した信を問うことこそ、「真俗二諦」を真に問題にするということではないのか。

「業・宿業」を説くことによって教団は、前世の業だからと差別を教学的に説明した。だが、そうした「業・宿業」を抱え込んできた教学総体とは、どのようなものだったのだろうか。さらにいえば、そうした教学は信を基点としてかたちづけられるのではないか。果たして「業・宿業」という部分の修正で事足りるのだろうか。

「信心の社会性」は「信心と社会とは無関係」とする信心理解に対する問いかけであるというが、その場合「社会性」を生み出しえないものとして「信心」そのものを問題にしていかなければならないのか。それともこれまでの「信心」はそのままに、それに何らかの「社会性」を補えばそれですむのか。

つまり、差別を生み出した、あるいは差別を放置した教団の、その中心にあったはずの信そのもの、いわば信の内実については、ついに不問に付されたままであった。問題の詳述は別稿に譲るが、真に差別を問いうる信の立場の確立が急がなければならない。

註

(1) 『一九九八（平成一〇）年度 基幹運動計画書』浄土真宗本願寺派。

に発見されたが、そのことについて教団は、「一人ひとりの住職が、差別を見抜こうとする観点から改めて過去帳に向かい合う営みを持」ったが故のことと受け止め、調査について「これまでは「一部の人の」「上意下達の」取り組みと理解されがちであった運動が、個々の住職が差別と向き合い、どうそれを克服していくかを明らかにしていく端緒となる、まさに宗教者としての取り組みのスタートとなるもの」と評価した。⁽²³⁾

この間、九六年度に改訂された基幹運動計画書では、重点項目に「現実の問題をみ教えに学び、信心の社会性を明らかにしよう——浄土真宗聖典による学びを——」との一項が新たに加えられ、「信心の社会性」について、「社会の矛盾を無批判に受容してきた教学理解の見直しが、「信心の社会性」という言葉で提唱されている」のであり、「現実の社会問題を直視できない信心が問われている」のだとの見解を示した。また基幹運動を推進していくためには「私の生死出づべき道を問い聞いていくことと、虚仮なる世間を糺していくことは無関係であるとしてきた誤った教学を、一人ひとりがいま一度見直して、現実を直視できる信心の社会性を明らかにしていかなくてはなりません」(傍点引用者)と、これまでよりさらに一步踏み込んだ表現で、伝統的な教団教学のありように触れながら、「信心の社会性」に言及している。既に連続差別事件に対する糾弾のなかで、「反差別の教学」の構築が提起され、教団はそれを「「信心の社会性」に教学的に応えるもの」⁽²⁴⁾と見なしていた。こうして教団の部落差別にかかわる課題が、「信心の社会性」に集約されていく。しかしながら、「教団内では未だ、この「信心の社会性」に関する共通認識が、十分とは言い難い状況にあ」⁽²⁵⁾るということもまた事実であった。

おわりに

以上、本願寺派と部落差別とのかかわりについて概観してきたが、見たように教団は、部落解放同盟に導かれな

派各教区と部落解放同盟各都府県連との「点検糾弾会」が「①連続差別事件の原因分析 ②教区の研修状況の点検と課題 ③教団における封建遺制の問題 ④差別法名・過去帳調査報告の確認」という四つの課題をもとに実施されることとなった。「運動が教団全体のものにならない原因」は何か。同朋運動が教団中枢だけの運動となっているのではないか。各教区においても一部の人たちだけの運動に終わってはいないか。差別事件を「教団が内包している差別構造と差別意識が、そのまま個人の差別行為となって表面化したもの」と捉える教団であってみれば、まさにすべての教団人が抱え込む差別性が問われなければならない。九五年一二月の東京教区を皮切りに全教区で行われたこの「点検糾弾会」は、教団人ひとりひとりに向けられた糾弾として受け止められるべきものであった。⁽²⁰⁾

また、九七年三月二〇日には、本山において「宗祖の御同朋の教えに反し、差別を温存・助長してきたことを慚愧し、差別体質の克服と一層の運動推進を決意するご法要」として「基幹運動推進御同朋の社会をめざす法要」⁽²¹⁾が行われた。法要に際して門主が消息を發布し、「宗門には、因習による偏見のもと、時代の波を克服することができず、差別を温存してきた歴史があり、今なお、差別が残存している」との認識を示し、部落差別を「宗門にとって法義上、歴史上、避けて通ることのできない重要課題」であると明言した。そして運動推進のために、差別の「撤廃に積極的に取り組む自らの姿勢を築きあげ」、親鸞の「こころを体して、自ら生き方を変えていくことが大切」であると述べた。

消息を承けて教団は、先にみた八三年の「差別法名調査」は不充分であり、「再調査の必要があることは明白」であるとして、九七年度に二度目の「差別法名・過去帳調査」を「信心の社会性」の具体的取り組み⁽²²⁾として実施する。その結果、「妙穢」「妙賤」などの差別法名が新たに五カ寺から一一件、「穢多」「革田」「長吏」などの差別添え書き、および丸印を付したり過去帳を別冊化しているなどの差別的記載形式が五七カ寺、死因・国籍・職業などによる差別添え書きが七七〇におよぶ寺院から報告された。このように、今回の調査では、多くの差別記載があらた

別性を改め、積極的に社会の問題に取り組み、教団本来の姿を回復して御同朋の社会の実現につとめなければなりません。そのためには、いのちあるすべてのものの救済を願う信心の真の姿を見失い、単に心の問題に閉ざしてきたあり方を問いなおす必要があります。

さらには、従来からの重点項目に加え、新たに「私と教団の差別の現実を改め、真の同朋教団を確立しよう——寺院・組における研修の徹底を——」との一項を設けている。つまり教団は「私と教団の差別の現実」を認め、それを改めるためには「信心の真の姿を見失い、単に心の問題に閉ざしてきたあり方」、すなわち自らの信心理解＝教学を「問いなお」さなければならなかったのである。ここにいたってようやく教団は、終始部落解放同盟に導かれながらではあったが、教団を挙げて自らの依って立つ宗教的立場を省みながら、部落差別と真正面から向き合っていくこととなった。

三

しかし、教団が全体で自らの差別性を克服しようと動き出さなか、またしても一九九三（平成五）年から九五年にかけて、「東海教区住職差別発言事件」⁽¹⁶⁾（九三年）、「本願寺派関係学園理事長協議会」差別発言問題」⁽¹⁷⁾（九四年）、「札幌別院連続差別落書き事件」⁽¹⁸⁾（九四・九五年）、「本願寺宗務総合庁舎差別落書き事件」⁽¹⁹⁾（九五年）と相次いで差別事件が起こった。事態を重視した部落解放同盟は、九四年一〇月、教団に対し『浄土真宗本願寺派連続差別事件糾弾要綱』を提起し、教団は五回に亘る糾弾を受けることとなる。

このなかで、当然のことではあるが、「これまでに同朋運動を進めながら、また研修も重ねながら、なおも差別事件が続発する教団の差別体質にメスを入れる必要がある」との指摘がなされ、部落解放同盟の提起により、本願寺

⑥結局おたくらはどういう気持でお坊さんをしておられるんかということですね。仏教の用語はふつうの者よりよけいに知って、べらべら言うことができさえすれば僧侶であるということへ安住していたら、これはもう滅びて行くだけです。：要するにあれこれいうことなしに、過去帳の中に差別記載があった、その歴史的な事件とすればちっけな事件の中にどういう問題が宿されているかを徹底的に見たら、自分のところへ戻ってくるんですよ。だから、徹底的に自分を追求したらい。道元禅師が言われた「仏に習うとは、己を習うなり」というのがあるでしょう。それをやろうとしないから、部落問題がどうしたって他人事になるんですよ。

糾弾学習会は、八五年一〇月から八八年一〇月まで七回に亘って行われ、教団が自らの内側に抱え込んでいる差別性があぶり出されていく。さらに、そこで明らかになった課題について考究をすすめるため、安芸・備後両教区、広島県連の三者によって「同朋三者懇話会」（以下、「三者懇」と略記）が設けられ、同年一二月より研鑽が積み重ねられていった。⁽¹¹⁾ こうした経緯をへて、教団がその基盤とする教学自体に差別を生み出す要因があることが明らかにされ、「真俗二諦」、「業・宿業」、「信心の社会性」が教団の克服すべき課題として提起された（この三つの課題については別稿において詳しく見ていきたい）。そして、三者による学びを全教団のものとするため、⁽¹²⁾ 三つの課題をテーマとするテキストをつくり、⁽¹³⁾ 全教区の全僧侶を対象として「基幹運動推進僧侶研修会」を九二年から教区単位で二カ年、つづけて組、あるいはブロック単位で二カ年行うこととした。またこの間の成果は、九一年度から改められた教団の基幹運動計画に盛り込まれていく。例えば教団は、先に触れたように、差別事件は「差別者個人に責任・問題がある」⁽¹⁴⁾ という立場をとってきた。しかし、計画には次のように記されている。⁽¹⁵⁾

私たちの教団は同朋教団を標榜しながらも、部落差別をはじめとする社会の差別構造を教団自身に反映して、自らのもつ差別性をいまだ克服しえず、また、社会の問題にも消極的なあり方を示しています。／私たちはこのような社会と教団の状況を直視し、教団のなかのさまざまな活動をひとつひとつ点検して、自らと教団の差

落のものは本堂の廊下で法話を聞くのなら門徒にしてやる」と言われたんです。ほかの部落大衆は、「それでいいから門徒にしておらおう」ということになったんですが、うちのおじいちゃんにあたる人が、「同じ人間でありながら廊下で法話を聞けとはもつてのほかである」と発したわけです。「それなら門徒にしてやらない」と言われて、当分の間放置されていたんです。

④差別はないとか、仏教をえらそうなもので勉強して、人間は平等だって口や文字では言われるけど、本当にあなた方が、人間は平等で、人間同士を愛するんだというお説教や教育をされたことがあるんだろうかと思えます。そういうことに気づいたたら、お寺が何十年も前に差別戒名を残されとったらそんなことに気づかなければいけないと思うんです。そういうことにも気づかずに、どういような教えをみなさんでやってきたんだろうかと思えます。死んでから、極楽じゃ地獄じゃといってもそんなんは関係ない。

⑤（僧侶側の「難しいことではなく、言葉にしたら、「すみませんでした」その次「もったいない」「おかげさま」「ありがとう」これが私の体についた言葉ですから。」という発言を受けて——引用者註）今あなたの言われるのも、わからんでもないんですが、差別過去帳を書かれて、「ありがとう」「もったいない」と言ったんでは、「あいすみません」とも言われない。だから、普通の論理に立たなければならぬ。あなた方の立場も私らの立場も、普遍によって統一されなければならないんです。そこでこういう議論をしているわけです。だから、みなさんが普通の論理に立たれたときに、我々の方は、「ありがとう」「すみません」という感じになる。「ああ、これで我々も生かされる」「ありがたい」こういうふうになるでしょう。ところが、そういった抽象的な概念で、仏教はありがたいとか、あるいは、すみませんか、そういう気持ちなんですと言われたんでは、うちの方はたちまち変なところへ引っ張り込まれてしまうんです。：問題は、：なぜ、親鸞聖人の教えに背くような過去帳の差別記載があったのか、これを問いたさないといけない。

ります。わたしは、今は差別添え書きの意味をかみしめ、過去帳を自分の寺で守っていききたいと思っています。この過去帳差別記載を自らの問題として引き受けようとする一住職の姿勢が、その後の教団の部落差別に対するかわり方を大きく転換させる契機となる。

これに対し解同広島県連は、この他に明らかにした備後教区内三カ寺の過去帳差別記載と合わせて、備後教区に対し「差別記載当該寺院についてどう対応するのか」との問いかけをおこなった。だが、教区側はこの問題を放置した。このことについて教区は、「いまだ本山の集約が完了していないし、集約が終わり次第、本山からなんらかの指示があるのだろう」という意識があったことを率直に認めている。そして二年後の八五年四月、再び解同広島県連より「差別法名調査によって差別記載の判明した寺院及び教区のその後の対応はどうなっているか文書で回答してほしい」旨申し入れがあり、同年六月、部落解放同盟と同朋運動本部、安芸・備後両教区との間で話し合いが持たれた。翌七月、安芸・備後両教区の教務所長が解同広島県連に経過報告書を渡し、二ヶ月後に総括書を提出することを約束した。こうして、その総括書をもとに、安芸・備後両教区と解同広島県連による「過去帳差別記載糾弾学習会」が開始されることとなった。そこでは、過去帳差別記載を自らの問題として捉え得なかった教団の、それほどまでに差別を血肉化した姿が浮き彫りにされていた。以下、そこでのやり取りのなかから、教団の差別性を告発する声をいくつか引用しよう。⁽¹⁰⁾

①宗祖（『親鸞——引用者註』）のみ教えのどこに差別をしてよいという教えがあるのか。

②宗祖は、時の権力者に左右されず、真実を求めていきられたはずなのに、何故僧侶は、宗祖の生き方に反して差別をしているのか。

③現実に私のうちは、自分の地元のお寺から差別をされて、現在、よその町の門徒になっているんです。とい

いますのは、今から三代前、部落のものを門徒にしてやるからと、お寺の方から話にこられた。ところが、「部

法名(住所)

新民○○○○

○○(氏名)(行年)

○○○○○○○○歳

法名(住所) 新民

○○○○

○○(氏名)(行年)

○○○○歳

と、二通りの記載方法で、明らかに被差別部落の人と分かります。明治六年を中心に、前後の年にはそうした記載はありませんが、明治四年の解放令が出た直後のことであり、被差別部落に対する寺院及び社会のきびしい差別の実態をあらわしていると思います。

過去帳は現在閲覧禁止になっています。

寺院で、法名とか過去帳、墓石といった直接の場所にいながら、その重大さに気づかなかったことを反省し、部落問題解決のために努力していく所存です。

昭和五十八年四月十九日

備後教区○○組○○寺

住職○○○○ 印

部落解放同盟広島県連合会

○○支部長○○○○殿

この住職は、教団によって調査が行われているにもかかわらず、直接部落解放同盟に提起したことについて、「教務所や本山に相談すれば、必ずとめられると思ったから」だと語り、またつづけて次のように述べている。⁽⁹⁾

わたしは、自分の寺の過去帳に差別添え書きのあるのを見つけて、三年間悩みつづけました。その過去帳も本山に預ければ、他人ごととしてすますことはできますが、しかしそれでは、自分をごまかして生きることにな

S住職差別事件、翌七三年の門信徒会運動本部員差別事件、翌七四年の『真宗王国―富山の仏教』差別事件）が雄弁に物語っていた。しかも教団は続発する差別事件について、基本的には「教団内の「不心得者」が行ったことで（中略）差別の責任は、差別を行った個人の責任である」と認識していた。⁽⁷⁾『同朋運動四〇年のあゆみ』において、当時の運動のありようを次のように振り返っている。

教団は同朋運動を矮小化し、時代や社会に迎合的に同朋運動を扱い、またそれを教団のアクセサリーとしてきた。それ故に運動は決して教団の運動、あるいは教団人全体の運動となり得なかったし、運動に対して正当な評価が与えられることもなかった。

二

一九八三（昭和五八）年、教団による差別法名調査がすすめられるなか、備後教区の一住職から部落解放同盟広島県連合会（以下、「解同広島県連」と略記）へ、次のような提起がなされた。⁽⁸⁾

過去帳のことについて

過去帳に被差別部落の人々を差別する記載がありました。私は、一住職として重大な問題ととらえ、過去の学習、反省の上になつて、この問題を提起しました。

「〇〇寺檀徒過去帳」明治六年、住所欄に「新民」と記載してあります。

ものが、二十一カ寺で、当該寺院に暫定措置として「閲覧禁止」の帯封を送って嚴重に保管するよう指示するとともに、基幹運動本部で抜本的な対策を講じるための検討をすすめています。／まず、歴史的賤称語の記載ですが、幕末から「解放令」発布の時期までに、「革田」「穢多」「非人」「チャセン」「細工」「西工」「皮細工」あるいは「下輩」「非人番」などと書かれたものがありました。以降明治の末期までの間には「新平民」「新民」の文字が見られました。また、「寺男」「遊女」など、差別そのものの添え書きが発見されました。／次に死因の記載です。「獄中死亡」「縊死」「伝染病」などです。現在においても罪を犯した人に対する世間の目はきびしく、縊死も「血をひく」などという地方もあり、偏見の要因になります。

しかしながらこの調査は、「寺院名を公表しない」という条件のもとで行われ、また、八八年一二月の「住職意識調査」によれば、この「差別法名調査」における過去帳の取扱いについて、「差別法名等はないはずなので見ずに答えた」ものが二四・一％にものぼり、「一応見て答えた」というものとあわせると四九・九％になるという、ずさんなものであった。

既に教団は七一年四月一日に、前年のいわゆる「『大乘』臨時増刊号差別事件」⁽⁵⁾を跳躍台として、これまでに積み重ねられてきた部落解放への取り組みを全教団的に展開すべく同朋運動本部を設置し、同朋運動を組織的・制度的にも教団を挙げて推進すべき運動として位置づけていた⁽⁶⁾。またその運動を支える教团的根柢を明確にするため、七二年二月にテキストとして『同朋運動の理論と実践』を発刊した。そこでは「一、浄土真宗の御信心の上にたっていること 二、その御信心の生活に生きる実践の道であること 三、全宗門人の齊しく取り組むべき運動であること」が同朋運動の不可欠の要件であるとされた。教団は同朋運動を浄土真宗の信とそれに基づく実践によって必然的に展開される運動として、したがって、全教団人によって担われなければならない運動として打ち出したのである。けれども教団の実態は、その後立て続けに起こった差別事件（七二年の堺別院・龍谷保育園差別事件、同年の

周知のように、仏教諸教団が真摯に部落差別と向き合おうとするきっかけとなったのは、一九七九（昭和五四）年八月、アメリカのプリンストンで開催された第三回世界宗教者平和会議における全日本仏教会理事長町田宗夫氏の次のような発言であつた。⁽²⁾

日本の部落問題というのは、今はありません。私は日本人でよく知っております。この部落問題、部落解放と
いうことを理由としてですなあ、なにか騒ごうとしている一部の人たちはあるようですが……。

七六年の「部落差別と宗教」研究会の発足などをうけて、社会的にも部落差別と宗教との関係が注目されるようになってきたなかでのこの発言は、日本仏教界の内包する差別性を露呈することとなった。宗教界全体の差別性が問われるなか、八三年、過去帳による身元調査や差別戒名の存在などが明らかとなり、全日本仏教会によつて差別戒名・法名・墓石調査が実施されることとなった。

本願寺派教団においても、同年三月から三カ年を要し、「差別法名・差別墓石の実態」、「過去帳にみられる差別表示」、「身元調査の実態」についての調査が行われた。全国の一〇四七九カ寺中、九九七二カ寺より回答があり（回答率九五・二％）、九教区二一カ寺で法名の添え書きによる差別が確認された。この結果について教団は、その機関誌である『宗報』⁽³⁾において次のように述べている。

調査票の集計のなかでは、「差別法名」そのものの報告は一件もありませんでしたが、「添え書」に差別性が認められるものが二十一件ありました。（中略——引用者）／過去帳の「添え書」のなかに、差別を温存助長するような表示があると報告されたものが四十三件あり、直ちに現地調査を実施し、差別事象であると確認された

仏教と人権

——浄土真宗本願寺派と部落差別——を中心として——（二）

栗山俊之

Buddhism and Human Rights

——Center of “Jhodo-sin buddhism and Buraku discrimination”——（2）

Toshiyuki Kuriyama

はじめに

筆者は右記の研究課題において、浄土真宗本願寺派と部落差別との関係の構図を考察しながらその問題点を明らかにし、人権の問題と向き合おうとする浄土真宗本願寺派の、ひいては仏教諸宗派の課題を浮き彫りにし、仏教は人権とどうかかわるのかということについて明らかにしていきたいと考えている。本稿では『印度学仏教学研究』第四十七卷第二号に収載予定の拙論を承けて、紙幅の都合上、まず、今日「ようやく私たち教団自体の差別体質や自己の差別性を問うことができるようになってき」、また「教団内のさまざまな差別の問題を真摯に受けとめる話し合いが進められるようにな」ったと総括⁽¹⁾しうるまでになった浄土真宗本願寺派の、そこに至るまでの過程について概観したい。そして出来れば、にもかかわらず教団が抱え込んでいる問題についてふれておきたい（これについては近刊予定の『蓮如から親鸞へ（仮題）』において詳述したい）。なお、本稿のなかで部落差別にかかわる差別表現をそのまま掲載しているが、本稿が差別・被差別からの解放に向けての小さな営みであることをご理解いただきたい。